

シニアスタイルケアプランセンター 重要事項説明書

指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っていただきたい内容を説明いたします。ご利用者様自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはご家族に対して提供するものとします。
ご利用者様は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ます。又、ご利用者様は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

この「重要事項説明書」は、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅介護支援サービスを提供する事業者について

法人名称	株式会社シニアスタイル
代表者職・氏名	代表取締役 廣瀬秀毅
本社所在地	尼崎市道意町4丁目14
法人連絡先	TEL:06-6480-8379 FAX:06-6411-7201
法人設立年月日	2011年5月10日

2 ご利用者様に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	シニアスタイルケアプランセンター		
介護保険事業所番号	2873011841		
事業所所在地	尼崎市七松町3丁目16番11号 アイワ立花ビル3階		
電話番号	06-6423-7633	FAX	06-6423-7634
通常の事業実施地域	尼崎市、伊丹市、西宮市(山口/北六甲台/名塩/生瀬/東山台地域を除く)		

(2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	ご利用者様の意思及び人格を尊重した上で、ご利用者様の状況に応じた適切な居宅介護支援事業を提供することにより、ご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	ご利用者様の心身の状況や環境等に応じて、その選択に基づいた適切な保健医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 常にご利用者様の立場に立って、提供される指定居宅サービスが特定の事業者に不当に偏ることのないよう努めます。 市町村や地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者等との連携に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日(ただし12/29～1/3を除く)
営業時間	9:00～18:00

(4) 事業所の職員体制

管理者氏名	本田奈都代
-------	-------

職	職務内容	人員数
管理者	従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名 常勤職員の介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	居宅サービス計画(ケアプラン)の作成に関する業務を行います。 サービスの提供方法などについて、ご利用者様やご家族様が理解しやすいよう丁寧に説明します。 ご利用者様の有する能力やその置かれている環境などを明らかにし、ご利用者様が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します(アセスメント)。 アセスメントにあたっては、ご利用者様の居宅を訪問し、ご利用者様およびご家族様と面接して行います。 サービス担当者会議を開催し、指定居宅サービス事業者等の担当者と情報を共有し、各担当者の専門的な見地からの意見を求めます。 少なくとも1月に1回、ご利用者様の居宅を訪問し、サービス実施状況の把握(モニタリング)を行います。 必要に応じてケアプランの変更や指定居宅サービス事業者等との調整その他の便宜の提供を行います。	常 勤 6 名 常勤兼務1名 (兼務は管理者) 非常勤 0 名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 1 名 非常勤 0 名

3 ご利用者様の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員は、ご利用者様の状況把握などのため、少なくとも1月に1回はご利用者様の居宅を訪問いたします。

※ 上記以外にも、ご利用者様からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合でご利用者様の承諾を得た場合には、居宅を訪問することがあります。

4 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険 適用有無	利用料および 利用者負担額
① 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成	(別紙)に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照願います。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	サービス利用料については、下表のとおりです。 ただし、介護保険適用となる場合には、ご利用者様が下記利用料(次ページ加算含む)をお支払いいただく必要はありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整			
③ サービス実施状況の把握、評価			
④ 利用者状況の把握			
⑤ 給付管理			
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助			
⑦ 相談業務			

(2) 提供するサービスの利用料について

・基本報酬

介護支援専門員1人 当たりのご利用者様の人数	要介護度	介護報酬総額
50人未満の場合 (居宅介護支援費Ⅱ i)	要介護1・2の方	11,620 円
	要介護3～5の方	15,097 円
50人以上の場合において、 50人以上60人未満の部分 (居宅介護支援費Ⅱ ii)	要介護1・2の方	5,638 円
	要介護3～5の方	7,308 円
同上的場合において、 60人以上の部分 (居宅介護支援費Ⅱ iii)	要介護1・2の方	3,381 円
	要介護3～5の方	4,387 円

介護予防支援

介護予防支援Ⅱ	要支援1・2	5,050 円
---------	--------	---------

☆ 地域区分別の単価(5級地 10.7円)を含んだ金額です(以下同様)。

※ 当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算)に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、上記介護報酬は算定しません。居宅介護支援の業務が適切に行われない場合とは以下のような場合が該当します。

・指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求められることや、居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることを文書により説明・交付を行っていない場合

・居宅サービス計画の新規作成及び変更に当たって、利用者の居宅を訪問し利用者および家族に面接していない場合、当該計画について利用者又は家族に対し説明・同意・交付を行っていない場合

・居宅サービス計画の新規作成や変更時、要介護認定の更新や区分変更時に、サービス担当者会議の開催等を行っていない(やむを得ない場合を除く)場合

・居宅サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握のため1月に利用者の居宅を訪問し利用者に面接していない場合、その結果を記録していない場合

※ 40人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

※ 特定事業所集中減算(居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算)に該当する場合は、上記金額より2,210円を減額することとなります。

・加算

加算等名称	介護報酬総額		算定回数、要件等	
初回加算	3,210 円		新規に居宅サービス計画を作成する場合（要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合を含む）	
通院時情報連携加算	535円		利用者が医師の診察受ける際に同席し医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,675 円		利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して介護支援専門員が必要な情報を提供した場合	
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,140 円		利用者が入院した日の翌日または翌々日に、医療機関の職員に対して介護支援専門員が必要な情報を提供した場合	
退院・退所加算	1回	6,420 円	カンファレンス有	退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 （入院又は入所期間中3回を限度）
	1回	4,815 円	カンファレンス無	
	2回	8,025 円	カンファレンス有	
	2回	6,420 円	カンファレンス無	
	3回	9,630 円	カンファレンス有	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,140 円		病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共にご利用者様の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 （1月に2回を限度）	

ターミナルケアマネジメント 加算	4,280 円	末期の悪性腫瘍であって在宅で死亡した利用者について、死亡日および死亡日前14日以内に訪問し、主治医との連携をプランに位置付けた場合
特定事業所加算(Ⅰ)	5,553 円	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保や、サービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 (1月につき)
特定事業所加算(Ⅱ)	4,504 円	
特定事業所加算(Ⅲ)	3,456 円	
特定事業所加算(A)	1,219 円	
同一建物減算	× 95/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合
特定事業所 集中減算	-2,140 円	居宅サービス計画に位置付けたサービスが、特定の事業者(法人)に不当に偏っている場合

★入院時には、居宅介護支援事業所名、担当ケアマネージャー名を、病院にお伝えいただきますよう、お願いいたします。

5 その他の費用について

交通費	次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。 ① 実施地域を越えた地点から、片道3キロメートル未満 1000円 ② 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 2000円
-----	---

6 利用料、その他の費用の請求及び支払方法について

(交通費等の実費が発生した場合)

① ご利用料金その他の費用の 請求方法等	利用料及びその他の費用の額は、月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日ごろに郵送します。
-------------------------	---

② お支払い方法等	サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替
-----------	--

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3カ月以上遅延し、さらに支払いの督促から10日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) ご利用者様が要介護認定を受けていない場合は、ご利用者様の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くともご利用者様が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 当事業所従業者または居宅サービス事業者または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	管理者:本田奈都代
-------------	-----------

9 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得たご利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
------------------------	---

個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 事業者が管理する情報については、ご利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者の負担となります。）
-------------	---

10 事故発生時の対応方法について

ご利用者様に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご利用者様に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

家族等氏名（続柄）		連絡先	
家族等氏名（続柄）		連絡先	
市町村（保険者）	尼崎市役所介護保険課	連絡先	06－6489－6322

※契約締結後に追加記入いたします。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険・日本商工会議所
保険名	業務災害総合保険（あんしんプロテクトW）
補償の概要	対人・対物・管理財物賠償補償その他事業者が法律上の賠償責任を負った場合の補償

11 身分証携行義務

居宅介護支援員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者様又はご利用者様の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 指定居宅介護支援サービス内容の見積もりについて

(1) 担当介護支援専門員(ケアマネージャー)

氏名	
----	--

(2) 提供予定の指定居宅介護支援の内容と料金等(介護保険を適用する場合)

介護保険 適用の有無	サービス区分、加算等	介護報酬額	ご利用者様 負担額
		円	0 円
		円	円
その他の費用(1月あたり)			円
合計(1ヶ月当たりのご利用者様負担額の目安)			円

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1か月以内とします。

13 サービス提供に関する相談、苦情について

< 苦情処理の体制、手順 >

- (1) ご利用者様またはご家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (2) 苦情や相談があった場合、苦情相談担当者はしっかりと話を聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握や事実確認に努めます。
- (3) 苦情相談担当者(対応者)は速やかに管理者に状況等の報告を行い、ご利用者様またはご家族様の立場に立った適切な対処方法を検討します。
- (4) 検討内容については適宜連絡いたします。また、最終的な対処方法などは必ずご利用者様またはご家族様へ報告します。
- (5) 苦情または相談内容については真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従業者全員で検討します。

■ 苦情申立の窓口

事業者	シニアスタイルケアプランセンター		
苦情受付担当者	本田奈都代		
苦情解決責任者	廣瀬秀毅		
所在地	尼崎市七松町3丁目16番11号 アイワ立花ビル3階		
TEL	06-6423-7633	FAX	06-6423-7634
受付時間	9時から18時(日曜日および12/29~1/3を除く)		

保険者(市町村等の介護保険担当部局)			尼崎市役所介護保険課		
所在地		尼崎市東七松町1-23-1			
TEL	06-6489-6322		FAX	06-6489-7505	
受付時間		9時から17時30分(土日祝および12/29～1/3を除く)			

兵庫県国民健康保健団体連合会				
所在地		神戸市中央区三宮町1-9-1		
TEL	078-332-5617		FAX	078-332-5650
受付時間		8時45分から17時15分(土日祝および年末年始を除く)		

14 重要事項の説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日	(西暦)	年	月	日
-----------------	------	---	---	---

上記内容について、ご利用者様に説明を行いました。

事業者	法人所在地	尼崎市道意町4丁目14
	法人名	株式会社シニアスタイル
	代表者名	代表取締役 廣瀬秀毅
	事業所名	シニアスタイルケアプランセンター
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

ご利用者様	住 所	
	氏 名	

代理人	住 所	
	氏 名	

(別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1. 契約時の説明等について

- (1) 指定居宅介護支援(以下「サービス」という。)の提供の開始に際し、予め、利用者やその家族に対して、
 - ①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
 - ②利用者はケアプランに位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて
- (2) これらに違反した場合は「運営基準減算」として報酬を減額することとなっております。
- (3) 理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得ます。

2. 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成について

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行います。また、サービスの提供方法などについて、理解しやすいように分かりやすい説明を心掛けます。
- (2) ご利用者様の居宅へ訪問し、利用者及びご家族様との面接により、その有する能力、置かれている環境、解決すべき課題を適切に把握し、ご利用者様が自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- (3) 居宅サービスが特定の種類、事業者(法人)に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
- (4) そのために、ご利用者様が希望するサービス、地域等をお聞きした上で、市町村の「事業所一覧表」や「介護サービス情報公表システム」などを最大限活用し、希望に当てはまる事業所(サービス)を複数提示します。また、パンフレット等を用いる場合でも必ず複数の事業者のものを提示します。
- (5) その他、ご利用者様自らの意思による選択に資するよう、地域のサービス事業者等に関する情報を提供します。
- (6) ケアプランの原案を作成した際は、必ずその内容について説明し、同意を得ます。その後、作成したケアプランについてご利用者様へ交付します。

3. サービス実施状況の把握について

- (1) 少なくとも1月に1回、ご利用者様の居宅を訪問し、サービス実施状況の把握(モニタリング)を行います。
- (2) 必要に応じてケアプランの変更や指定居宅サービス事業者等との調整その他の便宜の提供を行います。
- (3) ご利用者様がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合や介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設に関する情報を提供します。

4. その他

- (1) ご利用者様の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。また、希望される場合は、要介護または要支援認定の申請をご利用者様に代わって行います。
- (2) 当事業所以外の居宅介護支援事業者の利用を希望される際には、引き継ぎが円滑に進むよう、直近のケアプランやその実施状況に関する書類等の情報提供などに誠意をもって応じ、ご利用者様の立場に立って全力で支援します。

(3)前6か月間に居宅サービス計画に位置付けた各サービスの割合等

法人名・代表者職名・氏名	株式会社シニアスタイル 代表取締役 廣瀬秀毅			
事業所名	シニアスタイルケアプランセンター	事業所番号	2873011841	
判定期間	2024年 9月 1日 ~ 2025年 2月 28日			
判定期間において給付実績のある居宅サービス計画の総数			1075	
特定事業所集中減算の有無	有 ・ 無			

訪問介護	2024年09月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年01月	2025年02月
対象となるサービスを位置づけた計画数(全体数)	37	32	37	34	33	31
総計	204					
割合	19.0%					

通所介護	2024年09月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年01月	2025年02月
対象となるサービスを位置づけた計画数(全体数)	35	33	37	35	37	38
総計	215					
割合	20.0%					

福祉用具貸与	2024年09月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年01月	2025年02月
対象となるサービスを位置づけた計画数(全体数)	153	144	145	145	143	147
総計	877					
割合	81.6%					

地域通所	2024年09月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年01月	2025年02月
対象となるサービスを位置づけた計画数(全体数)	16	17	16	15	14	12
総計	90					
割合	8.4%					

事業所番号	2873011841
事業所名	シニアスタイルケアプランセンター
判定期間	2024年 9月 1日 ~ 2025年 2月 28日

訪問介護

		居宅サービス計画に位置づけた計画数						
法人名	事業所名	事業所番号	2024年09月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年01月	2025年02月
株式会社シニアスタイル	シニアスタイル立花ヘルパーステーション	2873010397	13	13	13	13	13	12
	シニアスタイル東田ヘルパーステーション	2873013383	9	8	8	7	6	5
	法人計		22	21	21	20	19	17
	割合 総計	58.8%	120					
法人名	事業所名	事業所番号	2024年09月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年01月	2025年02月
株式会社やさしい手大阪イースト	在宅介護やさしい手	2873006767	3	3	3	3	3	3
	法人計		3	3	3	3	3	3
	割合 総計	8.8%	18					
法人名	事業所名	事業所番号	2024年09月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年01月	2025年02月
株式会社ハート介護サービス	ハート介護サービス 尼崎	2873003483	1	1	1	1	1	1
	ハート介護サービス 尼崎南	2873007443	2	1	1	1	1	1
	法人計		3	2	2	2	2	2
	割合 総計	6.4%	13					
法人名	事業所名	事業所番号	2024年09月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年01月	2025年02月
布亀株式会社	マザーケアヘルパーステーション立花	2873010207	2	2	2	2	2	2
	法人計		2	2	2	2	2	2
	割合 総計	5.9%	12					
対象となるサービスを位置づけた計画数(全体数)			37	32	37	34	33	31
総計			204					

通所介護

		居宅サービス計画に位置づけた計画数						
法人名	事業所名	事業所番号	2024年09月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年01月	2025年02月
社会福祉法人あかね	ロータスオデオン	2873005421	5	5	4	4	5	5
	ロータスガーデン	2873001040	3	3	3	3	5	5
	デイサービス 空園	2873013920	2	2	2	2	2	2
	法人計		10	10	9	9	12	12
	割合 総計	28.8%	62					
法人名	事業所名	事業所番号	2024年09月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年01月	2025年02月
社会福祉法人きらくえん	喜楽苑指定通所介護事業所	2873000877	3	3	4	4	4	4
	法人計		3	3	4	4	4	4
	割合 総計	10.2%	22					
法人名	事業所名	事業所番号	2024年09月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年01月	2025年02月
株式会社ゆめゆめらいふ	リハビリデイサービス 尼崎武庫之荘の風ゆめゆめらいふ	2873007187	2	1	4	4	4	4
	法人計		2	1	4	4	4	4
	割合 総計	8.8%	19					
法人名	事業所名	事業所番号	2024年09月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年01月	2025年02月
杉原サポート株式会社	デイサービス 瓦宮ガーデンクラブ	2873009928	2	2	2	2	2	2
	法人計		2	2	2	2	2	2
	割合 総計	5.6%	12					
対象となるサービスを位置づけた計画数(全体数)			35	33	37	35	37	38
総計			215					

福祉用具貸与

法人名	事業所名	事業所番号	2024年09月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年01月	2025年02月
株式会社みやこ福祉用具	株式会社みやこ福祉用具	2873009647	24	22	22	22	23	22
	法人計		24	22	22	22	23	22
	割合 総計	15.4%	135					
法人名	事業所名	事業所番号	2024年09月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年01月	2025年02月
株式会社 ぽっちゃん堂	株式会社 ぽっちゃん堂	2873000851	20	20	21	20	19	20
	法人計		20	20	21	20	19	20
	割合 総計	13.7%	120					
法人名	事業所名	事業所番号	2024年09月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年01月	2025年02月
株式会社トーカイ	株式会社トーカイ	2873008003	19	19	19	19	18	16
	法人計		19	19	19	19	18	16
	割合 総計	12.5%	110					
法人名	事業所名	事業所番号	2024年09月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年01月	2025年02月
株式会社 タカブラ	株式会社タカブラ	2873001172	17	16	15	15	14	14
	法人計		17	16	15	15	14	14
	割合 総計	10.4%	91					
対象となるサービスを位置づけた計画数(全体数)			153	144	145	145	143	147
総計			877					

地域密着通所

法人名	事業所名	事業所番号	2024年09月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年01月	2025年02月
株式会社グッド	よしりハビリデイサービス	2873006882	4	4	4	3	3	2
	法人計		4	4	4	3	3	2
	割合 総計	22.2%	20					
法人名	事業所名	事業所番号	2024年09月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年01月	2025年02月
有限会社 シニアケア	デイサービスシニアケア花の家	2873005611	3	3	3	3	3	3
	法人計		3	3	3	3	3	3
	割合 総計	20.0%	18					
法人名	事業所名	事業所番号	2024年09月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年01月	2025年02月
合同会社 GROW UP	デイサービスドーナツ	2893001574	1	2	2	2	1	1
	法人計		1	2	2	2	1	1
	割合 総計	10.0%	9					
株式会社 リエイ	リハビリデイサービス 尼崎北	2873008185	2	2	1	1	1	1
	法人計		2	2	1	1	1	1
	割合 総計	8.9%	8					
対象となるサービスを位置づけた計画数(全体数)			16	17	16	15	14	12
総計			90					